

三労発基01616第2号
令和5年1月16日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習に
ついて

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)による改正後の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第34条の2の10第2項等に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者(以下「化学物質管理専門家」という。)の要件については、「労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(令和4年厚生労働省告示第274号。以下「専門家告示(安衛則等)」という。)及び「粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(令和4年厚生労働省告示第275号。以下「専門家告示(粉じん則)」という。)により定められ、令和5年4月1日から適用(一部令和6年4月1日から適用)することとなりました。

また、専門家告示(安衛則等)第1号ハ及び第2号並びに専門家告示(粉じん則)第3号において、化学物質管理専門家の要件として、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第7条の登録を受けた者(以下「作業環境測定士」という。)で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習(以下「講習」という。)を修了したものと規定されています。

今般、当該講習について、化学物質等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等の知識の習得を主要な目的として、講習機関の要件、受講資格、講師、講習の内容等について、別添のとおり定められましたので、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。